



Title	小林 国之 編著, 『北海道から農協改革を問う』, 筑波書房, 2017年
Author(s)	板橋, 衛
Citation	フロンティア農業経済研究, 21(1), 133-136
Issue Date	2018-08-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/73032">http://hdl.handle.net/2115/73032</a>
Type	other
File Information	21(1)_19_itabashi.pdf



[Instructions for use](#)

小林 国之 編著

## 『北海道から農協改革を問う』

(筑波書房、2017年)

愛媛大学

板橋 衛

### 1. 本書への期待

政策的に進められる農協「改革」の大義名分の1つに、農協の本来業務である農業関連事業に集中する組織・事業体制に農協を導くという側面がある。農協の本来業務は農業関連事業である営農指導や経済事業であるかどうかも論点ではあるが、「農業」協同組合であるにもかかわらず信用・共済事業の事業利益のウェイトが高いという点を問題視して世論を形成し、農協「改革」を正当化してきた。その結果が農協法の改悪であり、農業生産資材の価格問題や「バター不足」を口実とした指定生乳生産者団体制度の見直しであることは言うまでもない。

これらの農協「改革」および従来からの農協改革論議に対して、本書の舞台である北海道は、「府県の農協に対してある種の苛立ちをかかえながら、対外的には農協の重要性を主張するというジレンマ」を抱き続けてきたという。農業関連事業を中心とした事業展開を通して組合員の農業所得向上に寄与してきたという自負が北海道の農協にあるからである。そこから考えられる農協像は、政策的に主張されている農業関連事業に特化した専門農協であるかと思いきや、本書では農協を社会的経済の担い手として位置づけており、総合事業の枠組みの中で果たしてきた地域振興を重視している。

北海道の農業と地域を舞台として事業展開を行ってきた農協の実態分析を基にして、農協「改革」に対峙する農協像を本書がどのように浮かび上がらせるのか、期待して読み進んだ。

### 2. 各章の内容

第1章では、TPPの合意内容を国会決議との関係で、影響と対策については日本の農業を再生産可能な状況に導くものであるという観点で詳細に検討し、農協組織が取り組む農政運動について言及している。TPP合意の内容は、①重要5品目も含めて関税撤廃に踏み込んでいること、②形式的にも実質的にも「除外」や「再協議」がないこと、③交渉プロセスの中でそうした結果が見通されているにもかかわらず交渉から脱落しなかったこと、の三重の国会決議違反を犯していると述べている。TPP対策に関しては、TPPがもたらす価格低下を受け入れた上で経営安定対策や価格補填対策は、影響をカバーするには不十分であり、関税削減等に伴う財源不足の問題を重要視している。影響ゼロ試算の米に関しては、低米価政策の継続が前提で、飼料用米のメリットは相対的低米価との対比から生まれており、需給バランスが崩れたら低米価に帰結すると冷静に批判している。そのため、農政運動の課題として「国会決議との整合性についての説明責任」と「農業者（組合員）の不安の払拭」を掲げているが、「制度設計の当事者的立場」にある農協組織は、TPP対策としての財政的な裏づけを明確にすることを求めることが特に重要であると指摘している。

第2章は、戦後日本社会における戦後農協の位置づけを、戦後農協の特徴が集約されている「制度としての農協」の概念を用いて整理し、現段階における位置を確認して今後の農協の進むべき方向を示している。ここで筆者が重視する戦後農協の特徴は「圧力団体的性格」であり、それとの関連で「制度としての農協」を捉えていると考えられる。1958年頃を農協の圧力団体的性格が明確になる時期として「制度としての農協」の確立期とし、1990年代に食糧法への移行により農協の圧力団体的性格が弱まったことで終焉したが、農協に有利な政策を展開していることを期待して政権与

党である自民党の関係にこだわり続け、住専問題と農協の経営基盤の問題から農水省と金融監督官庁による二重の管理下に置かれたため、「“擬似”制度としての農協」が成立したと整理している。しかしながら、農協解体攻撃とそれに対する系統農協側の対応からは、すでにその姿はなく、見方によっては「協同組合としての本来あるべき姿に立ち戻った」のであり、「協同組合としての本道を進む」べきであると指摘している。

第3章では、「開発型農協」としての性格を特徴とする農業融資を起点とした事業構造がみられた北海道の農協が、1990年代中頃からどういった事業展開を行ってきたかを統計的に整理し、その事業成果としての財務構造の変化を全道および水田・畑作・酪農地帯別に分析している。系統組織再編期であるこの20年間は、全国的には農協合併と連合会統合によって農協の組織・事業・経営構造が大きな影響を受けているが、いち早く「道内事業2段階制」を打ち出した北海道の農協は相対的に安定している。そのため、地域農業の特徴に応じた農協の事業展開（基本的には経済事業の実績）とその経営成果が示されている。その点に関して、経済事業による収益基盤の安定確保のため、「手数料について定率から定額への移行を中央会としても指導してきた結果」が指摘されており、農協の経済事業における事業方式として注目されるが、その具体的な実績を示してくれるとありがたかった。なお、経済連の全農統合の第一弾（p.75）は1998年の宮城、鳥取、島根の3県である。

第4章は、専業農家を組合員としていることから農業関連事業を中心に事業展開を行うという特徴を有する一方で、准組合員比率が極めて高いという特徴も有する北海道の農協の側面に焦点を当てている。准組合員増加の要因は、①離農者の准組合員化、②都市部を中心とした信用・共済事業利用の拡大、③過疎地域における農協の「地域インフラ」としての機能、があり、員外利用規制を

遵守するために准組合員化が図られた結果として増加してきたことが整理されている。また、道内3農協の事例分析からは、農協の生活購買事業が地域における重要な生活インフラとなっており、それを利用する地域住民=准組合員の実態が、信用・共済事業利用と合わせて明瞭に描き出されている。とはいっても、営農経済事業などを中心とした事業構造が基本であり、准組合員に対して共益権の付与という考え方には存在していないことも北海道の農協の特徴である。その中で、北海道の事情に即した准組合員の運営参加のあり方が検討される必要性を指摘しているが、全道民が協同組合としての農協の特性を理解した「サポーター」になつてもう方針を紹介することに留めている。

第5章は、2016年の農協法改正で具体的に変更される農協監査制度を取り上げている。ここでは、農協監査制度を変革する議論は、2006年から公の議論として俎上にあがり、深い議論を見ないままに着々と進められ今回の改正に至った点を明らかにし、改正監査制度に関して、農協の事業を一般企業と同様に数値のみで把握する監査になる点と監査コストの問題を指摘している。その上で、北海道においては、公認会計士監査が義務づけられる農協（58農協を想定）の監査は、公認会計士（監査法人）が新たな中央会と連携を図りつつ単協等の業務に精通した農協監査士を活用し、貯金量200億円未満の農協（51農協を想定）へは、現行通り中央会が監査事業を行うこととし、監査コストに関しても検討することを紹介している。業務監査の実施割合が高くなることが考えられる北海道の実情からの選択であると見られるが、その検討される監査コストに関しては筆者も懸念している通り気がかりである。

第6章では、全国および北海道を対象として、食糧法下以降の生産調整政策の展開を整理し、「減反廃止」後における系統農協の対応方向を検討している。北海道は生産調整を達成した上で地

域条件に見合った転作作物を作付けし、水田の有効利用が図られてきた。また販売面では、大量ロットによる低価格販売を基本としてきたが、実需者の用途に応じた販売戦略を図ってきたこともあり、北海道米と府県産米の価格が相対的に接近していることが述べられている。「減反廃止」後も系統農協が全国的な調整（主に数量調整）を行う必要があると指摘しているが、北海道では18年産から主食用米の生産拡大を図ることを目指していると述べられている。その中で北海道の系統農協組織が具体的にどういった数量調整と販売戦略を行うのかが注目されるが、農協や生産者の独自性の發揮も無視できないと述べている。

第7章は、酪農業に関わる系統農協の役割について、指定団体制度としての機能とその重要性と関連させて整理している。1966年に制定された加工原料生産者補給金等暫定措置法に基づいて設置された指定団体の北海道特有の役割に関しては、複数の用途に販売することを通じた北海道生産乳の需給調整のみではなく、生乳加工の設備が整っている利点を活かし、都府県から生乳を受け入れて加工を行っており、全国の生乳の需給調整にも貢献している実態を明らかにしている。また、新規参入者の受け入れや独自のプレミアム乳価を設定し、地域の酪農振興を図っている農協の事例を紹介し、指定団体制度を通じた農協系統への組合員の結集があるからこそ成立していると述べている。それでも、MMJによる買取価格に魅力を感じて系統から離脱した生産者もいる。これは、既存の制度下において、乳成分および乳質による価格差や自家処理枠の設定がある中での動向であるが、農協系統は関係機関との連携により技術指導と販売対応を積極的に行うことで農協離れが進行することはないと結論づけている。

終章は、各章の要約と北海道の農協に関する分析から得られた農協が直面する4つの課題を整理している。1つは中長期的な地域農業のビジョン

づくりの重要性であり、これからは農業振興のみではなく地域社会を意識した取り組みが加わるとして、小清水町農協の事例を紹介している。小清水町農協は、農繁期の相違を生かした農作業の支援として、評者の住む愛媛県の西宇和農協と姉妹農協の提携を結び、馬鈴薯の植え付けとみかん収穫の相互応援を行うようであり、注目したい。2つめは総合事業方式の再構築であるとして、総合事業の強みを生かした地域農業支援システムを提起している。3つめは担い手についてであり、農業のみではなく農協の担い手、さらには国民、消費者をも担い手として位置づけることの重要性を指摘している。ここでは、農協青年部による農外の方との交流を紹介している。4つめには、戦後の日本農業を「制度」として支えてきた農協が今後も果たす役割について、米の生産調整と生乳の指定団体制度および生産資材価格問題と関連し、「ものさしづくり」という視点から協同の重要性を指摘している。

### 3. 明らかにされた農協像と課題

以上のように、北海道の農業と地域を舞台に事業展開を行う農協に関して、多様な側面からの分析を通して、今日における農協のあり方を検討している。そこから明らかにされた農協像とそれを理解するための課題に関して評者が考えた点は以下の通りである。

まず、北海道の農業と地域を背景として事業分析を行うという視点は貫かれているとみられた。第3章では、統計的な事業分析から北海道の農協における営農経済事業を中心とした事業構造を改めて明らかにしており、そうした事業構造が、北海道農協の農政運動の課題、農協監査における業務監査の重要性、水稻生産調整下における転作作物の振興、生乳指定生産者団体制度を基本とした農協による酪農振興、等の各章における指摘と連動している。こうした農業関連事業を中心とした

事業展開を特徴としつつも、第4章の分析に見られるように、准組合員である地域住民を対象とした生活面の事業展開が維持されていることは注目された。

そうした農協の事業のあり方に関して、農協改革とも関連させて、本書では総合事業方式を重視している。ここでも北海道の農協からの視点が強く現れていると考えられるのは、その総合事業方式の要に営農指導事業を位置づけていることである。農協改革の焦点に信共分離の問題があり、それとの関連で総合事業方式を連想しがちであるが、ここが北海道の農協の特徴の1つとみられる。そこでは、独自の営農資金制度であるクミカンや地域農業振興計画に即した取り組み等が背景にある。しかし他方で、第7章の指摘にもあるように、他の農業関連機関との連携を前提とした農協としての技術指導の弱点等も関係している。つまり、営農指導事業に関する北海道の農協の独自性があるとみられる。

その上であらためて農協改革が迫られている中の総合事業方式なかんずく営農指導事業を重視する指摘においては、事業面における重要性のみではなく、経営体としての農協のあり方も視野に入れた分析が求められるのではないか。他の書評(注)でも指摘されているが、農業関連事業の収益で営農指導事業の費用を賄えているのは、第3章の分析によると畑作地帯に限られる。准組合員問題や監査制度のあり方の分析に関して、そういう農協経営までを考慮した総合事業の分析という点でとらえると、また違った北海道の農協からの発信になったのではないかと考えられた。

このように考えると、本書は農協改革に対峙する社会的経済を担う農協像を明らかにしている点は読み取れたが、その明らかになった農協像が問うことの意味・目的が不明確であるように感じられた。つまり、北海道の独自性を指摘することなのか、それとも都府県と共通する問題構造を指摘

しようとしているのかである。本書は農業生産を通じた農協像の追求に課題を限定したと述べられているが、従来と異なる農協の農業振興計画や道民をサポーターと位置づける運動などを紹介し、新しい北海道の農協像も示している。そのことの意味をどのように考えたらよいのであろうか。

今日、全国の系統農協組織は、「自己改革」の名の下に、営農経済事業の取り組みを強化している。生産を担う組合員を支援するという点では異論はないが、少し邁進しすぎている点が気がかりである。その点で、従来から農業関連事業に重点をおいて事業展開を行ってきた北海道の農協の立場から、地域社会における社会的経済を担う組織・事業・経営体としての農協が営農経済事業を重視しつつも総合事業を行うことの意味を冷静に指摘されることが期待される。

そういう点も含めて、本書のあとがきに記してあるように、本書をネタにして、これから農協のあり方について議論が活発になる事が望まれる。

注)『農業・農協問題研究』第63号、2017年7月